

## 山梨県農業信用基金協会特別準備金積立補助金交付要綱

### 第1 目的

知事は、農業関係制度資金の融資について、原則として融資対象物件以外の担保や第三者保証人に依存せず適切な経営改善計画を策定した担い手に対して、確実に機関保証を行う制度の確立を図るため、山梨県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が積み立てる特別準備金に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

この要綱において農業関係制度資金とは、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。ただし、共同利用に供する施設に係るものを除く。

- 1 農業近代化資金 農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）第 2 条第 3 項に規定する農業近代化資金
- 2 農業改良資金 農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）第 2 条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）
- 3 就農支援資金 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 2 号）第 2 条第 2 項第 2 号に規定する就農支援資金
- 4 金融公庫資金 農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社日本政策金融公庫から株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 11 条第 1 項第 1 号の規定による別表第 1 第 8 号の下欄のイからチに掲げる資金の貸付けを受け、その貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で農業を営む者又はその組織する法人に対して貸し付ける資金
- 5 農業経営改善促進資金 農業信用保証保険法（昭和 36 年法律第 204 号）第 8 条第 3 号に規定する認定を受けた者が当該認定に係る計画を円滑に達成するのに必要な資金
- 6 農業経営負担軽減支援資金 農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成 17 年 4 月 20 日付け 16 経営第 8953 号農林水産省経営局長通知）第 2 に規定する農業経営負担軽減支援資金
- 7 畜産特別資金 畜産特別資金融通事業実施要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け 21 農畜機第 287 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に規定する畜産特別資金
- 8 償還円滑化緊急借換資金 償還円滑化緊急借換資金利子補給補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 25 日付け農技第 3184 号山梨県農政部長通知）に規定する償還円滑化緊急借換資金
- 9 農業施設復旧支援対策資金 農業施設復旧対策事業利子補給補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 25 日付け農技第 3187 号山梨県農政部長通知）に規定する農業施設復旧対策事業
- 10 被災農業者リスクスケジュール資金 被災農業者リスクスケジュール資金利子補給補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 25 日付け農技第 3186 号山梨県農政部長通知）に規定する被災農業者リスクスケジュール資金
- 11 雪害対策経営安定化支援資金 雪害対策経営安定化支援資金利子補給補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 25 日付け農技第 3185 号山梨県農政部長通知）に規定する雪害対策経営安定化支援資金

### 第3 補助金の交付対象

補助金は、農業関係制度資金に係る基金協会の債務の保証に関し、それぞれ次の要件を満たす場合に交付する。

- 1 原則として融資対象物件以外の担保及び第三者保証人に依存せず、適切な経営改善計画を策定した担い手に対して、確実に機関保証を行う制度を確立していること。
- 2 各資金ごと被保証者ごとの通算保証残高が次の金額以下であること。
  - (1) 個人 1,500 万円（認定農業者 1,800 万円）
  - (2) 法人（任意団体を含む。） 3,000 万円（認定農業者 3,600 万円）
  - (3) 就農支援資金については、(1)及び(2)にかかわらず、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則（平成 7 年農林水産省令第 3 号）第 4 条第 3 項に定める

金額

- (4) 償還円滑化緊急借換資金、農業施設復旧支援対策資金、被災農業者リスクスケジュール資金及び雪害対策経営安定化支援資金については、(1)及び(2)にかかわらず、各資金の融資額
- 3 債権保全措置状況によって保証料水準に格差を設けていること。(融資対象物件以外の担保がない場合は、融資対象物件以外の担保がある場合の2倍程度であること。)
- 4 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約書において、毎年度、基金協会の負担に係る求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出することについて定めていること。
- 5 本事業については、保証引受けに係る農業協同組合等の貸出審査の如何が基金協会の保証基盤及び財務基盤に多大な影響を及ぼすことに鑑み、当該貸し出し審査の向上を期すため、山梨県、山梨県信用農業協同組合連合会等関係機関との連携の下で、次に掲げる取組を行う基金協会に対して行うものとする。
  - (1) 農業協同組合等の貸出審査方針について年1回以上の打合せ会議の開催
  - (2) 代位弁済事故についての事故発生原因の分析と貸出審査能力の向上のための措置について年1回以上の打合せ会議の開催

第4 補助額

基金協会に対する補助額は、次の表に定めるところにより求められる額とする。

農業近代化資金、農業改良資金、就農支援資金、金融公庫資金、農業経営改善促進資金、農業経営負担軽減支援資金、畜産特別資金、償還円滑化緊急借換資金、農業施設復旧支援対策資金、被災農業者リスクスケジュール資金及び雪害対策経営安定化支援資金ごと(ただし、農林漁業信用基金の保険に付されているものに限る。)に、次により算出された前年12月末の保証事故準備金に係る保証事故準備必要額から、前年度末に積み立てた特別準備金の額に前年4月から12月までの償却求償権回収額(基金協会の取得分に限る。以下同じ。)を加算し、前年4月から12月までの特別準備金の取崩額を差し引いた額を控除した額に2/3を乗じて得た額とする。(ただし、0より大きい場合に限る。)

1 債務保証損失引当金見合分

(前年12月末保証残高(実残) × 自己リスク割合) × 各年度平均残高事故率 × (1 - 累計回収率) ...

(注)1 自己リスク割合... 30%

(注)2 当該事業年度前10年間の残高事故率の平均値であり、各年度の代位弁済額(元本) / 期首保証残高(実残) の平均値

(注)3 当該事業年度前10年間の累計回収率であり、10年間の累計回収額(元本) / 10年間の累計代位弁済額(元本) により算定

2 保証責任準備金見合分

(前年12月末保証残高(実残) - 次年度約定償還予定額) × 6 / 1000 ...

3 求償権償却引当金見合分

(前年12月末求償権残高(償却額を除く) - 保険金相当額(償却充当額を除く)) × 回収不能率 ...

(注)4 回収不能率 = 1 - (a + b + c) / 3

a = (10年前の代位弁済額の当期末までの回収累計(元本)) / (10年前の代位弁済額)

b = (11年前の代位弁済額の当期末までの回収累計(元本)) / (11年前の代位弁済額)

c = (12年前の代位弁済額の当期末までの回収累計(元本)) / (12年前の代位弁済額)

保証事故準備必要額 = + +

上記計算が困難な場合は、信用基金の保有するデータを用いることができる。

上記1及び3の(注)2、(注)3、(注)4の算定については、次の資金区分の種類ごとに算出される数値を用いるものとする。

ア 農業近代化資金

イ 農業改良資金及び就農支援資金

ウ 金融公庫資金、農業経営改善促進資金及び農業経営負担軽減支援資金

エ 畜産特別資金

オ 償還円滑化緊急借換資金、農業施設復旧支援対策資金、被災農業者リスクスケジュール資金及び雪害対策経営安定化支援資金

代位弁済額の実績値がない場合は、アの数値を用いることができる。

各年度の平均残高事故率、累計回収率、回収不能率の値は、小数点以下第4位を四捨五入して小数点第3位まで求めるものとする。

#### 第5 特別準備金の取崩し

特別準備金は、次の経費に充てる場合に限り取り崩すことができるものとする。

ただし、2の経費については、1の求償権の回収に係る経費であって、当該求償権の償却に当たり取り崩すものに限るものとする。

1 求償権の償却に要する経費

2 求償権の回収に当たり求償債務者が負担すべき費用であって、求償債務者から支払を受けることができないものの支払に要する経費（ただし、求償権の回収金の農林漁業信用基金に対する納付に際し、当該納付すべき額から控除された費用を除く。）

#### 第6 補助金交付の申請

補助金の交付の申請は、別記様式第1号によるものとし、毎年度1月以後において別に定める期日までに1部を知事（畜産特別資金は農政部畜産課、それ以外の資金に係るものは農政部農業技術課）に提出しなければならない。

#### 第7 実績報告

補助事業実績報告書の様式は、別記様式第2号によるものとし、1部を知事（畜産特別資金は農政部畜産課、それ以外の資金に係るものは農政部農業技術課）に提出するものとする。

#### 第8 報告及び調査

基金協会は、特別準備金の積立てに関し県が報告を求めた場合、又は当該積立てに関する帳簿等を調査することを県が必要とした場合は、これに応じなければならない。

#### 第9 補助金の経理等

基金協会は、補助金に係る経理について収支の実績を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### 第10 補助金の返還

基金協会は、この補助金に係る特別準備金を使用しなくなったときにおいて、特別準備金に残余があるときは、知事と協議のうえ、知事が必要と認める場合は補助金を返還しなければならない。

#### 第11 その他

本要綱に定めのないものについては、知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成15年3月10日から施行し、平成14年9月6日以後に債務を保証した貸付に適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行し、平成14年9月6日以後に債務を保証した貸付  
けに適用する。

附 則

この要綱は、平成21年1月22日から施行し、平成14年9月6日以後に債務を保証した貸付  
けに適用する。

附 則

この要綱は、平成21年8月27日から施行し、平成14年9月6日以後に債務を保証した貸付  
けに適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月24日から施行し、平成14年9月6日以後に債務を保証した貸付  
けに適用する。